令和２年第１０回美郷町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和２年１２月２２日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	深沢義一君	２番	高橋邦武君
３番	鈴木正洋君	４番	内田清文君
５番	泉　美和子君	６番	森元淑雄君
７番	髙山茂雄君	８番	細井邦男君
９番	熊谷良夫君	１０番	伊藤福章君
１１番	鈴木良勝君	１２番	村田　薫君
１３番	藤原政春君	１４番	深澤　均君
１５番	熊谷隆一君	１６番	澁谷俊二君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	髙橋　穣君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	高橋久也君
福祉保健課長	齊藤敦子君	農政課長	高橋　勉君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼出納室長	奥山智佳等君	農業委員会長	髙橋正尚君
農業委員会事務局長	大澤　修君	教育長	福田世喜君
教育推進監	木村光紀君	教育推進課長	武田浩之君
生涯学習課長	佐々木寿人君	代表監査委員	髙橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長兼議事班長	高橋幸子
上席主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君）　おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君）　日程第１、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、８名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村　田　　薫　君

○議長（澁谷俊二君）　最初に、12番、村田　薫君の一般質問を許可いたします。村田　薫君、登壇願います。

（１２番　村田　薫君　登壇）

○１２番（村田　薫君）　おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項の１つ目、道の駅美郷改修についてです。

道の駅美郷の改修工事については、改修がかなり進んできているように見受けられまして、私たち町民にとってはもとより、町外の利用者にとりましても大きな関心事になっております。つきましては、幾つかお尋ねいたします。

質問の１つ目、現在は、仮店舗での営業で国道側には看板とのぼり旗が出ているものの、かなり分かりにくく、敷地内に入場しても、旧道の駅の改修風景だけが目に入ってきて、仮設店舗があるのがなかなか目に入ってこないように感じました。

年末時期でもありまして、多くの来客が見込まれます。町として改善対策があるのか伺います。

２つ目、モンベル秋田美郷店には、オープン直後と変わらず、毎日相当なお客さんが来られているようです。道の駅との相乗効果がさらに向上するような施策につきまして、町としても追加

検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

３つ目、改修工事内容について、今後はどの施設整備においても、感染症対策が必須になると思われますが、工事内容にはそのような感染症対策が含まれているのか。もしくは、今後、変更などで対策がされるのか伺います。

４つ目は、売店、レストラン、観光案内所などのリニューアルオープンへのスケジュールについてどうなっているのか。

以上、４点につきまして見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、道の駅は、10月30日より仮設店舗で営業を行っております。

設置後、議員のおっしゃるように、認識しづらいとのご意見をいただき、敷地入り口付近と仮設店舗周辺にのぼり旗を設置したほか、工事フェンスへの案内表示や仮設店舗への電飾の設置など、視認性を高める改善策を講じ、可能な対応については実施しているところです。

今後は、現在の降雪状況を踏まえた上で、仮設店舗の視認性を低下させないよう、周辺の除排雪作業を徹底するとともに、仮設店舗営業について、引き続き町ホームページやあきた美郷づくり株式会社ホームページ、道の駅美郷のインスタグラムなどのウェブサイト、ＳＮＳを通じ、積極的に情報発信してまいりたいと存じます。

ご質問の２点目ですが、道の駅美郷とモンベル秋田美郷店との連携による相乗効果を上げるためには、まずは道の駅自体に、これまで以上の魅力が必要なものと存じます。

そのため、道の駅改修工事では、これまでよりも農産物や特産品販売スペースを４割ほど拡大して商品の充実を図るとともに、田園風景を眺めながらくつろげる空間の新たな整備など、機能拡充やこれまでにない機能付与を行うこととしております。

また、曲がり屋については、穀倉地帯の美郷町だからこそお米にこだわったメニュー構成にすることとし、地域の魅力を発信できる古民家レストランとして改修するほか、屋外では外部販売スペースを拡充し、新たなにぎわい創出が可能な空間整備により、魅力向上を図ることとしております。

こうした機能拡充や機能付与により新たな魅力を創出し、相乗効果を高めてまいりたいと考えておりますので、現段階においては、当初計画した内容をもって臨んでまいりたいと考えております。

また、国土交通省の道路情報提供施設には、町内行事や観光施設、各種店舗や企業情報などを提供するデジタル・サイネージ・システムを整備し、町内周遊に向けた情報発信の仕組みも構築してまいりますので、広く相乗効果を求めてまいります。

ご質問の３点目です。新型コロナウイルス対策に関連する密閉回避対策として、建築基準法で定められた換気基準をクリアした上で、はめ殺し窓を引き違い窓に一部変更し、換気対応力を向上させるほか、隔壁や天井の撤去などで空間容量を拡大する改修を目指しており、感染症の危険性に配慮した設計内容となっておりますので、今後、その設計内容を変更する考えはありません。

また、現在の仮設店舗でも実施しておりますが、アルコール消毒の徹底や温度測定顔認証端末の設置、定期的な換気実施、レジへの透明ビニールシートの設置などは、指定管理者において今後も引き続き実施してもらうこととしており、可能な感染症対策は徹底してまいりたいと存じます。

ご質問の４点目ですが、道の駅棟の工期は令和３年３月12日、国所有の公衆トイレ・道路情報提供施設棟は令和３年２月26日までとなっております。

竣工後に、物品搬入や商品搬入するとともに、管理運営するあきた美郷づくり株式会社では社員研修を行い、４月１日のリニューアルオープンを目指しているところです。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田　薫君の再質問を許可いたします。

○１２番（村田　薫君）　リニューアルオープンするレストランについてお伺いしたいんですけれども、座席数がかなり少ない、二十そこそこと聞いておりますが、普通、道の駅とかああいうところに行きますと、40から60ぐらいのかなりたくさんの座席数がありまして、それぞれに収益が上がっているものと思います。この二十そこそこの座席数で上がるようなメニューといいますか、高収益が得られるようなものが考えられているのかということを、もしお分かりでしたらお尋ねいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる二十そこそこという数字は正確ではございませんで、正確な数字を担当課長に答弁させます。

○議長（澁谷俊二君）　商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　ただいま、レストランの席数のことでございますが、まず１つ、曲がり屋レストランにつきましては、現在の曲がり屋を改築して和風レストランにするものでございます。そして、不意の繁忙期において来客が多くなった場合は、現在の道の駅で申しますと、曲がり屋と野菜の直売施設の間に通路がございますが、そこの部分を大改修いたしまして、フリーの座席とテーブルを置きまして、軽食も可能、それからレストランで満席になった場合、お客様がレストランメニューをそこでも注文して食事をしていただけるという環境を整えてまいります。座席数につきましては、申し訳ございませんが手元に資料がございませんので、そのような形で、繁忙期においては、十分お客様は食事ができるということを準備して、改装してございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○１２番（村田　薫君）　質問事項の２つ目です。こども園と学校トイレの蛇口改修をということです。

今年は、世界中が新型コロナウイルス感染症の災厄に見舞われ、日本でも多くの方が亡くなり、また、日々の生活様式も一変するという大変な年になりました。感染症対策の小さな一つといたしまして、水道の蛇口改修について見解をお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止や予防には、手洗い場の蛇口も関与しているものと思われます。蛇口のハンドルを手で回すなどしなくてもよい非接触型の自動水栓を導入してはと思います。手でひねって水を出すハンドル式の蛇口は、こども園、小学校、中学校では、現在何％ぐらいあるものか、まずはお伺いいたします。

今後、新築や改修の際には、ぜひとも手で触れなくてもよい蛇口に替えていきますよう取り組んでもらいたいと思っております。

ただ、自動水栓型はかなり高価で、工事も複雑であると聞いておりますが、国とか何らかの補助金などを活用して、ぜひとも対応してもらいたいところです。

次に、便器の質問です。

便器の洋式化は100％達成されているだろうと思っていましたが、小学校と中学校では、いまだに和式が健在なのはなぜかと疑問に思っております。洋式を100％にすべきではと思っておりますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長　福田世喜君　登壇）

○教育長（福田世喜君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、こども園及び小中学校の手洗い場の蛇口についてですが、こども園及び小中学校において、現在利用されている蛇口は、全部で692か所あります。その蛇口の形状については、自動式が多機能型トイレでの５か所、レバー式またはプッシュ式が45か所、ハンドル式が642か所となっており、ハンドル式の蛇口が全体の93％を占めております。

学校の廊下などに設置している手洗い場の蛇口は、手洗いのときには蛇口の先を下向きに、水を飲むときには上向きに変えられるようなハンドル式となっております。ハンドル式では、「ねじる、締める」という手の動作が必要ですが、生活の中で少ない傾向にある「ねじる、締める」を行う機会にもなっています。一方、自動式では、蛇口の先が全て下向きになることや、レバー式では蛇口を上向きにすると、水を止めるときに腕が濡れてしまうなど、使い方によってはそれぞれの方式でメリット、デメリットがあります。

また、学校は不特定多数の人々が出入りする施設ではなく、校舎に入るときに、手や指からの感染を防ぐための手指消毒を必ず行ってもらうことができる施設です。つまり、手や指からの感染を防ぐために蛇口を自動式にしなくても、手指消毒を徹底して行うことにより、感染防止対策ができることから、自動式の導入は考えていないところであります。

教育委員会としましては、こども園や学校の要望を踏まえながら、ハンドル式の必要性の高いところは蛇口を現状のままとし、それ以外のところは、校舎改修の際にレバー式に変更するかどうかを検討していきたいと考えております。

次に、こども園及び小中学校のトイレの洋式化についてのご質問にお答えいたします。

こども園及び小中学校において、現在使用されているトイレの便器数は263基あります。このうち、こども園は全て洋式化されておりますが、小中学校では、和式スタイルが12基あり、洋式化は93％となっております。

小中学校のトイレについては、平成30年度の小学校のトイレ改修工事を実施する際に、「和式を希望している児童もいる」などの学校からの要望を考慮して、ごく一部に和式スタイルを残したところであります。

そのような現状や、万が一の災害時などに、和式スタイルを使用しなければならないことも想定されることから、学校においては、基本は洋式スタイルですが、ごく一部に和式スタイルもあるというほうが教育的観点から好ましいと考えており、そのようなことから、トイレについては現在のままでよいと考えております。

以上になります。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田　薫君の一般質問を終わります。

◇深　澤　　均　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、14番、深澤　均君の一般質問を許可いたします。深澤　均君、登壇願います。

（１４番　深澤　均君　登壇）

○１４番（深澤　均君）　おはようございます。通告に従って一般質問をいたします。

質問に入る前に、今年１年を振り返ってみますと、日本をはじめ世界中が新型コロナウイルスに翻弄された年でありました。来る2021年は、ぜひとも感染拡大に終止符を打って、以前のような穏やかな日常生活を取り戻せるよう願っているところであります。

今日はそのことを大前提として質問を進めさせていただきます。

第１点目は、少子化対策と結婚新生活支援事業についてであります。

現在、少子高齢化・人口減が急速に進む日本。2019年の出生数は90万人を割り込み、合計特殊出生率も1.36と、目標値の1.8にはほど遠く、４年連続して低下していて、事態は深刻さを増しています。少子化対策の入り口は、まずは結婚してもらうことが事態を打開する有効策であることは、間違いのないところと考えます。

そんな中、政府では、2021年から、新婚世帯を経済的に支援する「結婚新生活支援事業」を現行の30万円から60万円に拡充する方針であることを新聞報道で知りました。内容を読み進めると、この事業は以前より実施されている制度で、国と自治体が２分の１ずつ負担し、結婚に際しての経済的な負担を軽減することで婚姻数を増やし、ひいては出生率を高めたいという少子化対策の一環として2016年より始まったようであります。私はこの記事を目にしたとき、人口減が最速で進み、出生率は25年間、婚姻率は20年間全国ワーストの秋田県のためにある制度のように感じました。しかし、残念ながら、美郷町をはじめ県内でも、そして全国的にも低調な取組状況になっているようであります。

そこで、まずは伺いますが、これまで美郷町が取り組んでこなかった要因を聞かせてください。

美郷町では、これまで婚活支援や不妊治療助成あるいは各種子育て支援事業など少子化対策を積極的に行ってきていますが、近年の婚姻数並びに出生数の推移はどのような状況にあるのか伺います。私は、少子化対策にこれだという決定打というものはないと思います。今できることを、

時期を逸することなく行うことが大事と考えます。そして、出会いの場から結婚、そして子育てまでと切れ目なく社会全体でサポートしてこそ効果的と考えます。

そこで、2021年度から拡充される予定の結婚新生活支援事業の取組について、美郷町はどのように考えているのか伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご説明のとおり、国では、2016年より、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯を対象にして結婚新生活支援事業を実施しております。これは、結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることなどを踏まえ、新婚に伴う新生活スタートに係る経費を支援するもので、夫婦共に34歳以下で世帯所得が340万円未満の世帯に、住宅取得費用や住宅家賃費用、引っ越し費用を対象として30万円を上限に補助するものです。

美郷町においても、その実施について当時検討しましたが、晩婚化が進んでいる状況を踏まえますと、対象とならない夫婦も相当数いることから、新婚世帯においては、年齢要件による不公平感が否めないこと、また、県内自治体でも、そうした理由からか実施意向が少なかったことから、美郷町でも実施を見送った経緯があります。なお、最近の実態において、年齢要件で４割弱のご夫婦が対象外となります。

次に、近年の婚姻数の状況ですが、各年１月１日から12月31日までの届出数では、平成29年66組、平成30年68組、令和元年49組、令和２年は11月末日までですが33組となっております。

また、出生数については、平成29年93人、平成30年87人、令和元年76人、令和２年は11月末日までですが66人となっております。

最後に、今後の結婚新生活支援事業に対する取組方針ですが、2021年度からは補助上限額が30万円から60万円に増額されるとともに、年齢が34歳以下から39歳以下に引き上げられ、所得も340万円未満から400万円未満に引き上げられるなど、要件緩和がなされる情報を得ております。

この要件緩和によりますと、最近の状況に照らして見れば、年齢要件では８割強のご夫婦が対象となることから、不公平感はかなり緩和されるものと存じますので、現在、令和３年度当初予算案に反映させるべく、予算案編成作業を進めているところです。

いずれ、こうした施策に加え、これまでの各般の取組を引き続き実施し、婚姻数、出生者数の低下傾向に歯止めをかけたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤　均君の再質問を許可いたします。

○１４番（深澤　均君）　今の答弁ですと、前向きに捉えてくださるというような趣旨に受け止めました。

そこでですが、これは不確実かもしれませんけれども、今のこの新生活支援事業については、各自治体が地域の実情に応じて対象世帯、補助対象、補助の上限額の上乗せや縮小が可能と書いてありました。今の答弁からすると、国で決めた範囲からはみ出たりなんだりすることは想定外というような趣旨でございましたけれども、このような自由度もあるようなので、実際、たまたまネット等で見た大阪の枚方市なんかは、従前の事業の中でも400万円の所得にしたり、39歳未満にしたりという事例がありますので、その点を今後の要件の、何といいますか、施策等に関して検討するときに、ぜひとも勘案して検討してもらえればと思います。そのことについて、町長のお考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

私どももまだ正確な情報を、説明を受けていませんので、不正確な答弁は控えたいと思いますが、例えば国でふるさと納税制度を実施するという形で展開し、それを自治体が拡大したケースにおいて、それが適用外になったという事例もありますので、今般の事業につきましても、今現在予算案が出来上がったところで、予算審議は来月から国会においてなされるわけですけれども、予算が決定し、その後、事業制度の確定的な内容の説明を受けた後に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○１４番（深澤　均君）　それでは、次の質問に移ります。

リモートワークと移住・定住施策についてであります。

今年１年、社会は新型コロナ感染対策として、接触を避ける働き方へ大きく変化しています。その一つに、リモートワークといった移動を伴わない仕事スタイルが拡大しています。私は、移動時間や費用が圧縮できるのであれば、首都圏から遠く離れ、仕事場が少なく、人口流出に悩む秋田県や美郷町にとっては大きなチャンスが生まれるのではと期待しているところであります。加えて、都会の住人の中には、今回のウイルス感染拡大に不安を感じ、より安全な田舎暮らしに

関心を寄せている方々も少なからずいるようであります。

この状況にいち早く秋田県は関心を示し、リモートワークの急速な普及を移住拡大につなげるため、首都圏企業3,962社を対象に「リモートワークによる社員の秋田県への移住」に対する関心度や実現の可能性について、アンケート調査を行いました。

調査は、10月21日を期限として14%に当たる559社から回答を得、その結果概要を公表しています。

主な内容では、リモートワークを導入している企業343社のうち202社は、「新型コロナ対策にかかわらず、新しい働き方として今後も拡大していきたい」としていること。その理由としては、「社員のワーク・ライフ・バランスの向上」、「オフィスコスト・通勤コスト等の削減」、そして「パンデミックや災害等発生時の事業継続」などを挙げています。そして、ずばり秋田県での実現可能性については、「リモートワークによる移住」は63社、「ワーケーションの実施」が85社、「サテライトオフィス等の新設」が54社と、多くの企業が実現の可能性ありと回答されています。

一方、今県議会では、この件に触れた一般質問があり、県は、オーダーメード型の支援施策を市町村と連携して新たに創設していくと答弁がありました。

そこで、今回のアンケート結果をどのように受け止め、県との連携に美郷町はどのような期待をしているのか。また、これまでの美郷町独自の移住・定住施策について改善を検討する考えはあるのか、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

リモートワークによる移住につきましては、秋田県が実施した「リモートワークで秋田暮らし」首都圏企業等アンケート調査、3,962社に対して実施されております。そのうち回答があったのは、議員ご説明のとおり559社で、うちリモートワークによる移住に十分可能性がある、あるいはある程度可能性があるとした社が63社、サテライトオフィス等の新設に可能性があるとした社が54社であり、その意向は本県への移住定住につながる可能性があるわけですので、美郷町としてもうれしい結果ではないかと受け止めております。

一方、リモートワークによる社員の地方移住の企業側の課題として、遠隔地勤務における人事制度や労務管理、人材育成・社員間の情報共有、情報セキュリティーの確保、業務改善・ペーパーレス化などの課題を考える企業が多く、それらに対する対応策の可否が、企業側と受入れ側である本県に求められるものと思います。

各社によって、課題の違い、課題の軽重に差異があるであろうことは容易に想像つきますので、そのため、県ではオーダーメード型の支援施策を創設したいとしているものと存じます。

美郷町としては、私どもの立地条件のもと、県の支援施策により課題解決が図られる企業があるとすれば、積極的に県と連携しながら、その推進に取り組んでまいりたいと存じますので、今後、情報収集に努めてまいります。

次に、移住・定住施策についてですが、町では、平成19年度から定住促進奨励金制度を開始し、平成24年度からは若者の定住を促進するため、若者定住促進奨励金制度を創設、平成30年度からは、この制度を拡充した美郷暮らし促進奨励金制度を実施しております。

定住促進奨励金制度では、これまで31世帯、90人の方が移住していただいているほか、若者定住促進奨励金及び美郷暮らし促進奨励金制度では、これまで331世帯、1,206人の方が美郷町に移住または定住を継続していただいているところです。なお、町外から移住された対象者は、50世帯138人となっております。

この数字をどう見るかについては様々な捉え方があるものと存じますが、私は一定の施策効果を上げているものと認識しております。したがって、現時点で現在の制度を見直すことは考えておりませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、来年度からは結婚新生活支援事業も実施したい考えですので、実施が可能となれば、婚姻を伴うケースでは移住・定住支援策が充実されることとなります。

その上で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各般の影響も見定め、今後さらに若者等の定住促進に一層の支援制度が必要と判断した際には、財政見通しを勘案しながら、各種支援制度の検討並びに実施について、適切に判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）14番、深澤　均君の再質問を許可いたします。

○１４番（深澤　均君）　美郷町は、県と連携してこれまでも県外から移住・定住の施策を展開してございますけれども、その中身を見てみますと、首都圏を対象に東京23区、あるいは近隣の千葉、埼玉、神奈川といったようなそういうところからの移住・定住に重きを置いています。加えて、県の指定する企業に就職した場合に対象になるというような、非常にハードルを高く設定しているように私には思えます。

今後、オーダーメード型の新たな施策を創設していくということですので、そこら辺のところは、ぜひともももっとハードルを下げていただくよう、移住に来てもらいたいという姿勢をもっと、

定住してもらいたいというその姿勢をもっと率直に出すべきではないのかなと思います。その辺について、町長の現時点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いいたします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

ハードルは高いよりは低いほうがいいわけでして、ただし、ハードルを低くしたことによって生ずる様々な課題に対して、行政としてきちんとした考えあるいは説明責任を果たせるかということも併せて議論するべき内容と存じますので、一概に低くすればいいというものでもないと、私は考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、深澤　均君の一般質問を終わります。

◇泉　　美和子　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、５番、泉　美和子君の一般質問を許可いたします。泉　美和子君、登壇願います。

（５番　泉　美和子君　登壇）

○５番（泉　美和子君）　通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、行政のデジタル化について伺います。

政府は、デジタル庁の創設によって、国、自治体のシステムの統一、標準化、マイナンバーカードの普及促進を進め、各種給付の迅速化や、スマホによる行政手続のオンライン化、民間等のデジタル化支援とともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和などを行うとしています。第32次地方制度調査会の答申が示した地方行政のデジタル化は、単なる行政手続のオンライン化ではなく、国主導による自治体業務の標準化を進めるために、自治体業務の見直しが提起されています。行政のデジタル化で利便性が図られる側面はある一方で、様々な問題も危惧されますが、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

窓口業務を手続業務と相談業務に切り分け、手続業務をオンラインにシフトして、職員が介在しなくても完結する業務にするとしています。住民の利便性を向上し、行政の無駄を省くことは必要ですが、手続業務を無人化して行政サービスはよくなるのでしょうか。職員は、住民の状況を把握することが困難になり、住民は行政サービスから遠ざけられ、権利が保障されなくなるおそれがあるのではないでしょうか。

オンライン申請は、本人確認のために、マイナンバーカードの取得が必須とされています。カードを取得するかどうかは本人の自由意思に基づくべきですが、窓口業務をオンラインにシフトすれば、住民はマイナンバーカードの取得を事実上強制されることになるのではないでしょうか。自治体においてデジタル化を検討するに当たっては、デジタルの技術は住民福祉の増進を図るという自治体の役割を発揮するためにこそ活用されなければなりません。デジタル化の技術を窓口の手続業務を無人化したり、職員を削減してこれに置き換えるための代替手段として導入するのではなく、職員が全体の奉仕者の役割を発揮でき、職員の労働負担を軽減するための補助手段として活用する取組が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

政府の対応は、障害のある方や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でＩＴ機器が利用できない人などへの具体策がありません。窓口業務をオンライン化する場合であっても、手続業務を担当する職員は引き続き配置し、住民が職員と直接やり取りができる体制を確保することが必要です。また、システムが災害やトラブルなどによって機能しなくなったときに、職員が即時に対応できる体制も確保すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

デジタル化で便利になるといっても、個人の尊厳やプライバシーを侵さない仕組みやルールをはっきりさせた上で進めるべきです。個人情報保護条例について、住民の人権を侵すような規制の後退をさせないことや、個人情報保護を侵害するマイナンバーカードの取得を誘導・強制するようなシステム化は行わせないことが重要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

国による行政サービスの標準化やシステムの共同利用の押しつけを許さず、デジタル化の是非や、デジタル化をする場合の範囲、条件も含め、住民の意思を踏まえてそれぞれの自治体が自主的に決めるようにすることが大事ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

令和２年６月26日、地方制度調査会から内閣総理大臣へ手交された第32次地方制度調査会の答申では、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の課題に加え、大規模な自然災害や感染症等のリスクに対して的確に対応するため、議員ご指摘の地方行政のデジタル化を進めることが課題の一つであるとしております。

その答申では、デジタル化の取組の方向性として５項目を掲げております。１点目は、国・地方が協力して行政手続のデジタル化を推進すること、２点目は、地方公共団体の情報システムの

標準化をすること、３点目は、ＡＩ等の最先端技術を活用すること、４点目は専門人材の確保等人材面の対応、５点目は、データの利活用と個人情報保護制度の在り方について検討することの５項目です。

そこで、ご質問の１点目ですが、議員がご指摘した手続業務を無人化するということは、この答申では提言されておりません。あくまで住民の利便性向上の一つの手段として、オンライン化を進めるという趣旨となっております。また、実際、全町民がオンラインで行政手続を完結するということは課題が多いと考えており、手続業務を無人化するということは難しいものと存じます。

ご質問の２点目、マイナンバーカード取得の強制化についてですが、現時点において、マイナンバーカードの取得は任意となっております。また、ご承知のとおり、マイナンバーカードは国の施策でありますので、今後も国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと存じます。

ご質問の３点目及び４点目については、先ほど申し上げたとおり、行政手続のデジタル化が進んだとしても、手続業務を完全に無人化することは現実的ではなく、現段階の見通しにおいては、引き続き担当職員が対応して業務推進していくことになるものと認識しております。

ご質問の５点目、個人情報保護制度については、現在国において、自治体に国と同じ規律を適用し、定義や取扱いを共通化するなどとした共通ルールを設ける方向で検討を進めているとのことですので、今後の推移を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

ご質問の６点目、行政サービスの標準化やシステムの共同利用についてですが、この答申の中では、法令で定められ自治体の創意工夫の余地が小さいとされている事務については、サービス標準化の必要性が高いとしつつも、標準化に当たっては、地方公共団体の規模による差異や業務の内容、組織の在り方など、地方公共団体の有する自主性を配慮するとしておりますので、押しつけで実施させるというものではないものと存じます。

なお、議員ご承知のとおり、県内12町村においては、国の押しつけではなく自主的な判断のもとで既に電算システムの共同利用を果たしており、現在大きな問題もなく、円滑に行政事務を推進しているとともに、電算事務に係る経費もかなり軽減しているところです。

いずれ、行政のデジタル化を含めたこの答申で提言されていることは、国・地方が直面する課題に対して、国・地方を通じてさらに幅広く議論されていくべき内容であることから、今後もその内容や動向について注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）５番、泉　美和子君の再質問を許

可いたします。

○５番（泉　美和子君）　今後の課題だとは思いますが、１点、個人情報の問題で、すごく気になるといいますか、国が進めようとしていることは、大きく一元的に情報をコントロールしていくということで、民間企業にそういうものが流れていく危険性があるということも危惧されています。個人情報が民間企業等に不用意に流れないように、個人情報を自己コントロールできるようにすることということが、本当に大事になるということも言われておりますし、また、この国が進めていこうとしているデジタル化が、国や大企業が個人の情報を吸い上げて、管理統制を強めていく、こういう危険性があるということも言われています。私はそこのところがすごく、これから問題になっていく大事なところだと思いますので、今後の国のやり方ではありますけれども、地方に対して意見を求められたときに、ぜひそういうことをしっかりとやっていくように、意見なども言う機会がありましたら、ぜひそういうことを言っていただきたいなということを思いますが、その点をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

あまたの制度を新たに設計するといった場合には、必ずやリスク管理、リスク想定というものをしながら制度設計されるものと存じます。そうした一連の思考の中で、今般の情報の管理についても、当然ですがリスクについて想定、あるいはそれを回避するための対応策というものを準備し進めていくものと存じますので、議員がおっしゃったご質問について、あるいはご心配については、制度設計する段階において十分に議論されていると私は考えております。

なお、国に対して意見を言う機会があったらという話については、当然ですが様々な制度設計において、ここについて注意すべきという観点については、話をできる機会があれば話をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○５番（泉　美和子君）　高齢者などへのＰＣＲ検査を実施することについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、誰が感染してもおかしくない状況が続いています。感染拡大防止には、検査体制の拡充をし、陽性者を早期に保護、治療へとつなげることが大事だと思います。ＰＣＲ検査を希望する高齢者や基礎疾患のある方に、市町村が検査体制を整備した上で、行政検査以外の検査事業を独自に行う場合に、国が費用の一部を助成する事業が実施されていま

す。仙北市や小坂町などのように、県内市町村でも実施する予定であることが報道されていますが、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方に対し、当町でも国の助成事業を積極的に活用し、ＰＣＲ検査を実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の国の助成事業は、新型コロナウイルス感染症の重症化の抑制及び市町村における高齢者等への検査に係る取組を支援することを目的に、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方が、本人の希望により自由診療による検査を受ける場合に、国が一定の費用を助成するというものです。

本事業については、県への申請期限である10月26日までに町内医療機関に対して自由診療実施の意向確認を行ったところ、実施する意向の医療機関はなく、加えて、12月16日申請期限の追加申請においても、町内では実施する意向の医療機関はない状況でした。

また、「症状のない人の検査より症状のある人を漏れなく検査できる体制の構築が最優先である」という県医師会や大曲仙北医師会の認識もあり、こうした状況も踏まえたご判断と存じますが、先日は、実施を表明していた県内自治体で、その実施を保留するとした報道があったところです。

こうした状況を総合的に踏まえますと、現時点では、本事業を利用してＰＣＲ検査を展開することは困難と存じます。

なお、大仙保健所管内では、新型コロナウイルスに関連し、診療、検査医療機関として24か所が登録されており、症状がある場合は、その医療機関を受診することで検査を受けることが可能ですし、検査できない医療機関の場合は、検査できる医療機関を紹介するなど、迅速に検査できる体制が強化されてきているところです。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）５番、泉　美和子君の再質問を許可いたします。

○５番（泉　美和子君）　状況は分かりましたが、感染拡大を防ぐという中の一つに、もちろん症状のある人、濃厚接触者、そういう方々を検査する医療体制というのが十分されなければもちろんいけないことですけれども、今のいろいろな報道を見ていますと、無症状の方が、特に若い方ですけれども、無症状なゆえにあちこちに感染を広げていると、そういうことが大きいというこ

とも一つ報道されています。そういう方々を早く検査して、その状況をつかんで、そういう方々を保護するという、そこで感染を防ぐという、そういうやり方も一つ方法があると私は思います。以前の質問でも言いましたけれども、その点は一つすごく大事なことではないかと思います。今回の高齢者のこの状況は、町内のそういう医療機関で受けるというところがなかったということがありますけれども、やっぱり今後、ほかの大都市なんかでは、社会検査というんですか、そういう自由診療の検査というので拡大を防ぐということをやっていますので、ぜひ今後、そういうことも、増える状況にあればこそだとはもちろん思いますが、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

悉皆調査が物理的に可能であるならば、議員おっしゃるとおり無症状の方も含めて、悉皆調査をすることが望ましいと存じます。しかしながら、理想を具体化する段階においては、必ず制約要因というものがありまして、今現在、その制約要因を最大小さくしながら、検査を拡充した結果として、先ほど答弁した形になっているところですので、議員がおっしゃることは理想論としては分かりますが、現実問題としては、そうした制約要因をどうクリアしていくのかということに、日々、医療関係者はじめ行政関係者が、日夜汗を流しているところでありますので、そうした点もご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、５番、泉　美和子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前１０時５４分）

（午前１１時０４分）

○議長（澁谷俊二君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

町長より発言の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君）　先ほど、村田議員に対する再質問に対しての再答弁の部分を修正させていただきたく、担当課長に改めて発言をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　改めまして、先ほどの回答について、申し訳ございませんが訂正させていただきます。

レストランの席数及び収容人数でございますが、４人掛ける12テーブルがありまして48人、それから、２人がけのテーブルが５テーブルありまして10人、合わせて58人が曲がり屋レストランで収容可能となってございます。また、私が申し上げました連結するフリースペースでは、４人がけテーブルが４テーブル、16人が収容ということで、合計74人の方にお食事を提供することが可能でございます。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

◇高　橋　邦　武　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、２番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（２番　高橋邦武君　登壇）

○２番（高橋邦武君）　先月の町議会議員補欠選挙において町民の皆様のご支援を賜り、感謝申し上げますとともに、この場に立てておりますことを誠に光栄に存じます。

それでは、交流人口・関係人口の拡大について、通告に基づき一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏などの過度な人口集中はリスクをもたらすことが社会的に再認識され、東京一極集中の是正が求められています。このため、アフターコロナを前提としていますが、地方創生や地域再生を推し進める好機となっています。

県では、若者の地方回帰志向の高まりやリモートワークなどの新しい働き方の定着を踏まえ、人口減少の克服や地域の活性化に向けた取組を着実に推進し、高質な田舎の実現を図っていくこととしています。

こうした社会情勢の変化もあり、町としては、県の施策と連携するとともに、七滝山などの地域資源を活用することにより、新たな人の流れをつくり、交流人口や関係人口の増加に伴う地域の活気づくりに注力するとのことですが、具体的にどのように進めていくことになるのかお伺いいたします。

新たな人の流れづくりに向けた施策は、これまで移住・定住人口や観光などの交流人口の拡大が中心でしたが、国をはじめ地方が新たなアプローチとして力を入れているのが、関係人口の拡大に向けた施策です。

関係人口は、風土や暮らしに共感してコミュニティーに溶け込み、地域の課題にも積極的に関

わろうとしてくれる、主に県外在住者であり、継続的に町内を訪れて親交を深めることにより、地域のにぎわいや活気を呼び起こすことができます。

こうした関係人口の拡大により、ネットワークを広げ、多様な人材が地域づくりに参画することは重要であると思いますが、町の取組方針についてお伺いいたします。

また、関係人口に関連して、地域おこし協力隊がありますが、都市から地方に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

地域においては、よそ者、若者による斬新な視点に加え、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるメリットがあります。町においても、行政では手が回らない柔軟な地域おこし策のほか、住民が増えることによる地域の活性化などの効果が見込まれます。

町の魅力を発信するには、今やＳＮＳに精通した若者の力が不可欠です。そのため、一定のレベルにある人材を地域おこし協力隊として採用することについて、町の考え方をお伺いいたします。

次に、商工業や農業の振興は最も重要な施策であり、地場産品を地域だけでなく県外に売り込み、継続的な収入につなげることが求められています。

町では、地産外商の推進を計画に掲げ、東京都大田区を中心に町内生産品取扱い認定店の拡大に取り組んできましたが、首都圏において町内生産品を販売してくれる事業者等が必要であります。

県人会や連携企業などを通じたルートの開拓は可能性があると思いますので、首都圏に加え、仙台市は県出身者が多く、地理的に近いことから、仙台市における町内生産品の販路拡大についても、交流人口を活用できないかお伺いいたします。

最後に、町と民間企業との連携がさらに増え、県内で美郷町の特色の一つとして認知されてきていることは評価しております。連携企業は各種活動を実施し、町民と交流する機会も増えたことと思います。

また、秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学の３大学との連携は、美郷町だけであり、それぞれの大学の強みを活用し、若者の感性も取り入れることが可能であります。

こうした様々な連携は県内で例がありませんので、産・学・官・金に町民を加えた交流会を開催することなどにより、さらに発展させた連携ができないのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、地域の活気づくりについてですが、地域の活気は地域に「動き」があることであると私は認識しております。その動きをどうやってつくっていくかが肝要となりますが、幾つかの観点があるものと存じます。

まずは、地域資源等を活用して観光面で人及び情報が動くこと。また、地域資源等を活用した特産品などを介して、人及び情報が動くこと。そして、自治体や民間企業とのネットワークを生かして人及び情報が動くことで、こうした動きの中核となるのが交流人口や関係人口と定義される方々ではないかと私は認識しております。

はじめに、七滝山をはじめとする地域資源を活用した交流人口や関係人口の増加についてですが、町では、平成31年３月に、美郷町観光振興計画を策定し、町内に点在する地域資源を組み合わせ、さらにはアウトドアをはじめとしたニューツーリズムと連携させることで体験メニューを充実させ、観光客の滞在時間の延長を図ることとしております。また、観光客の受入れ体制の構築として、観光ガイドや各種アクティビティのインストラクター育成、宿泊施設の充実などを進めていくこととしております。さらには、情報受発信体制の構築として、観光情報を網羅的に収集して観光客等に情報発信を行うほか、町内事業者も活用できるシステムの構築を進め、観光を通じた交流人口、関係人口を増加させていく計画としております。一気に実現できる内容ではありませんので、段階的、計画的に取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、美郷雪華をはじめとする地域資源を活用した特産品などを介した交流人口や関係人口の増加については、これまでのフレグランスや日本酒、みそ、菓子など、既に町内で商品化されているところですが、今後さらに生産量、流通量を拡大していくためには、従前からの人的ネットワークをさらに活用するとともに、新たなネットワークを構築し、物流のパイプを太く、多様にしていくことが肝要と存じます。そうした物を介した関係性や交流が、結果的に交流人口や関係人口になるものと存じますので、今後も様々なご縁を大切にし、各般の取組を推進してまいりたいと存じます。

そして、自治体や民間企業とのネットワークを生かした交流人口や関係人口の増加については、自治体間の人事交流や業務上の職員交流、企業との人事交流や業務上の職員交流を通じ、プライベートでの交流も拡大してきております。こうしたこれまでの交流を大切にしつつ、町外在住者から町のよさを積極的に情報発信していただき、美郷町の知名度向上につなげることで、交流人口や関係人口の拡大に努めてまいりたいと存じます。

こうして生まれた関係人口のネットワークの中で、議員ご質問のとおり、まちづくりに参画し

てくださる方がいらっしゃれば、それはありがたいことと存じます。現在、町内に海外から引っ越しされてきた方が在住しておりますが、その方にはわら細工等の振興に関わっていただいております。既に在住者ですので、正確を期せば関係人口とは申せないと存じますが、このような広くネットワークをお持ちの方とつながり、何らかの形でまちづくりに関わっていただくことは大切と存じますので、今後も、個人、組織に関わらず、出会いを大切にする認識で臨んでまいりたいと存じます。

次に、地域おこし協力隊の採用についてですが、町では平成28年度に美郷町地域おこし協力隊設置要綱を制定し、県主催の合同募集説明会や一般社団法人移住交流推進機構が主催する地域おこしフェアへの参加、東京都大田区役所内の美郷町紹介コーナーでのＰＲなどを通して、採用活動を行ってまいりました。

しかしながら、応募者の辞退などもあり、残念ながら採用に至っておらず現在に至っております。

一方、形は違いますが、同質の効果を有する人事交流は実施しております。具体的には、現在、日本航空株式会社より職員を派遣していただいており、町の観光振興に頑張っていただいております。また、来年度は、地域おこし協力隊と同様の地域おこし企業人交流プログラムを通じ、日本航空株式会社の関連会社より社員派遣を受けることとしております。

なお、派遣に当たっては、宣伝・広報戦略業務といったシティープロモーション、誘客、観光資源の掘り起こし、特産物のブランド化など、観光プロモーションを担える人材を軸に調整しているところです。

そのため、現時点では地域おこし協力隊を募集することは考えておりませんが、令和４年度以降については改めて検討してまいりたいと存じます。

次に、仙台市における町内生産品の販路拡大についてですが、仙台秋田県人会は、会員約600名と伺っております。町では、これまで交流自治体、とりわけ東京都大田区での販路拡大を意識して取り組んでまいりましたが、仙台市への販路拡大については、今後、その可能性を探ってまいりたいと存じます。

最後に、産・学・官・金に町民を加えた交流についてですが、町では、株式会社龍角散及び公益財団法人東京生薬協会と、薬用植物の栽培や上海ガニの学術研究飼養、日本航空株式会社との子供たちの羽田整備場の見学や職員の人事交流の実施、株式会社ヨネックスとバドミントンやソフトテニスなどの技術クリニックの開催、株式会社モンベルとはモンベル秋田美郷店の出店など、広く連携活動を展開しております。

また、大学については、秋田県立大学においては、あきた地域学というカリキュラムの中で本町でフィールドワークが実施されているほか、秋田大学とは学生コンサート開催や水環境に関する活動、国際教養大学とは認定こども園園児や小中学校の児童生徒との異文化交流を実施しているところです。

こうした取組に、子供を含めた多くの町民が参画しているところでありますが、議員ご提案の交流会という形では、以前日本航空株式会社とはありましたが、他の企業や大学とは行っておりません。

交流会の開催目的いかんによって、その是非が問われるものと存じますので、今後十分に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）２番、高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○２番（高橋邦武君）　ただいまの人と人の縁を大事にするということにつきましては、非常に重要な視点だと思いまして、先日、テレビでも取り上げられておりましたけれども、五城目町の馬場目ベースという活動がございまして、その中で、人の縁と縁を結んだら化学反応が起きたという話が非常に印象に残っております。交流人口、関係人口の拡大につきましては、こうした若者の定住あるいは起業のほかに、所得の向上、販路の拡大、さらには企業誘致につながるという可能性があると思います。こういった美郷町独自の交流、連携というものが、何か面白い町、あるいは何かをやっている町というふうな魅力のある町として認知されていくことを期待しておりまして、町長には、その交流、連携の先にあります町の将来像につきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

行き着くところは、町民が自分の町に誇りを持つということだろうと私は考えております。誇りを持つためには、他者との連携の中で、自分の立ち位置、自分の姿が分かること、そしてその上で他者に対して自分の町を語れるということが大切であると思っておりますので、交流、関係人口の拡大によって、行く行くは、町民が自らの町に対し語れる町民になるための一つの手法として、関係人口あるいは交流人口を捉えたいと思います。もちろん、議員がおっしゃいました即時効果としては、物産の交流の拡大であったり、それに伴う所得向上であったり、様々な効果はあると思いますが、行き着くところはそこにあると、私は考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、２番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◇熊　谷　隆　一　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（１５番　熊谷隆一君　登壇）

○１５番（熊谷隆一君）　議長に改めてお願いしますけれども、質問に関連した商品のサンプルを持ってきておりますので、この場ですけれども、後で紹介させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。（「許可します」の声あり）

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

１つ目の質問は、これからの町の農業振興策についてということであります。

私は、これまでの町の農業政策では、県営圃場整備を順調に進めてきたことや、大規模畜産農家への支援、菌床シイタケ団地、そして今、事業が急ピッチで進められております畑屋中央圃場整備事業での中野地区のキュウリのメガ団地への支援など、これからの農業を俯瞰した形で農業政策が進められてきたと理解しております。

町長は、第９回議会臨時会の所信表明で、農業振興策について述べられております。その中で、「複合作物である野菜や花卉、薬用植物などの一層の定着推進を」と、具体的な作目を掲げております。現時点でどのように進めていかれるのかについてお伺いします。

農業問題の２つ目ですが、２つ目は、秋田県が開発、育成した米の新品種「サキホコレ」の産地化についてどのように考えているのかお伺いします。

日本国内では、人口減少と食の多様化などによって、米の消費が毎年10万トンも減っていると言われております。さらに、今年は新型コロナウイルスの影響などもあり、業務用の米の消費が大幅に減り、今年の米の仮渡金も大きく値下がりしており、米農家の収入が大幅に減少しております。

そういう前提条件はありますけれども、秋田県があきたこまちの後継品種として、また、他県でも人目を引くネーミングで新品種の作付が始まっている中で、負けじと米の新品種をデビューさせました。地元の新聞紙上でも、かなりの回数にわたって記事が載せられており、この米については、農家のみならず県民が高い関心を持っている表れだと思っております。米の名前につい

ても、全国から公募し、25万点の中から「サキホコレ」という名前を知事が決定したことも、既に報道のとおりであります。

話がちょっと変わりますけれども、今年も間もなく発表されると思いますが、年末に、県内の市町村別の米の反収の発表があると思いますが、これまで美郷町は、近隣の大仙市、横手市と並んで常に上位にあると思っています。

次に、品質、食味の話ですが、これはマイナーなコンクールではありますが、今年も農業協同組合が実施したおいしいお米コンクールで、美郷町の農家が、金、銀、銅、上位３賞を独占しております。

このように、収量、食味ともに高い生産能力がある美郷町は、新品種でもどこにも負けない米が生産できるところだと思っております。

そして、毎年６月中旬になると、一面にラベンダーが咲き誇ります。仮に、「サキホコレ美郷町、お米もラベンダーも」という、余りよくないキャッチコピーですが、こういったキャッチコピーで、町のイメージアップと、良質でおいしいサキホコレの産地化も図っていければと思っておりますが、サキホコレの産地化についての意欲についてお伺いします。

ここで、サキホコレとは直接関係ないわけですけれども、これはおばこの匠に認定された、今はやりのパックご飯ですけれども、東京の老舗の有名な米屋さんから発売されているものですので、今後、米もこういった形で流通していくものではないかと感じております。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、ご質問の１点目、今後の農業振興策についてお答えいたします。

農業においては、主要作物である稲作を大切にしながら、労働力の有効活用による経営規模拡大や、経営リスクの分散、米需要の変化に伴う対応などのため、かねてより複合作目の導入と定着の必要性が言われてきました。

美郷町においても、その必要性を踏まえ、これまで町単独事業としてソフト支援の振興作物応援事業やハード支援の営農継続・認定農業者支援事業、県の新時代を勝ち抜く農業夢プラン応援事業やメガ団地等大規模園芸拠点育成事業に対して協調助成を行い、園芸作物等の定着支援等を行ってきたところです。

しかし、残念ながら、栽培面積は、作目にもよりますが、総面積では減少傾向にあり、定着・拡大しているとは言い難い状況にあります。

農業者自身の生活を安定的にさせるとともに、将来の農業後継者等に魅力ある農業の姿を提示していくためには、複合作目導入の必要性を受け止めながら、一定の農業所得水準を実現させることが肝要と存じ、これまで以上に複合作目の定着拡大を目指していくことが必要であると、私は認識しております。

そのため、現在支援策を講じている作目が適切なのかどうか、新たな作目支援が必要かどうか、また、現在の施策の効果を客観的に検証し、場合によっては施策内容を一部見直しし、その定着拡大を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、「美郷」の名称を冠する作目や地域資源である湧水を活用した作目については、新たに美郷ブランド品目と位置づけ、支援策を講じてまいりたいほか、作目別の栽培面積等の増減を踏まえるとともに、実栽培者の声も伺い、さらには、関係機関とも意見交換をしながら、その定着拡大に優先して支援が必要なことが何かを探ってまいりたいと存じます。

また、薬用植物については、現在、単位面積当たりの収穫量を増やすための技術開発並びに技術研修を推進しておりますが、今後は、作業の効率化を図るため、公益財団法人大田区産業振興協会等と連携を図って調製機具等の開発を進め、その定着拡大に努めてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の２点目、米の新品種「サキホコレ」についてですが、県産米の新たな顔として開発された新品種、秋系821のネーミングがサキホコレに決定し、現在、令和４年の本格栽培に向けて取組が進められております。

県では、秋田米新品種ブランド化戦略において、確かな品質で安定供給できる生産体制の確立として、作付推奨地域の設定や生産者登録制度を設け、高品質を担保できる生産推進を行うとしております。

作付推奨地域の設定においては、サキホコレが晩生種であることから、登熟不良のリスクが少なく、外観・食味などの品種特性を安定的に発揮できる地域として、本町では全域が作付推奨地域になっております。

生産者登録制度では、高い栽培技術を有し、品質向上に意欲的な生産者を限定し、また、生産から出荷までの取組を一元的に推進するため、秋田米新品種ブランド化戦略本部による登録がなされますが、町内生産者に関係するところでは、秋田おばこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、県主食集荷商業組合において、組織されたそれぞれの生産団体が登録されております。

県の戦略では、本格栽培がスタートする令和４年の生産数量を4,000トン、栽培面積800ヘクタール、令和８年は生産数量２万トン、栽培面積4,000ヘクタール、令和13年には生産数量４万トン、栽培面積8,000ヘクタールとしており、限定された生産数量、面積であることを踏まえますと、一

番大切なのは、農業者や各生産者団体が、栽培に強い意欲を持つことではないかと存じます。

そのため、町の立場としては、両農業協同組合や県主食集荷商業組合、及び取組意欲のある農業者と今後意見交換を行うとともに、関係情報等の正確な把握のもと、行政の立場での支援の是非やその内容について、本格栽培となる令和４年産米を見据えて検討してまいりたいと存じます。

また、その結果、農業者、集荷団体、そして行政が三位一体となって共通の方向を見いだす形になれば、必然的に「サキホコレ美郷町、お米もラベンダーも」として、本町がサキホコレの産地を目指すことになるものと認識しております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）15番、熊谷隆一君の再質問を許可いたします。

○１５番（熊谷隆一君）　前向きな答弁ありがとうございました。

そこで、複合作目の件に関してですけれども、地域資源を活用した作物もというお話がありました。私のうちの近くの農業法人が、まさに豊富な湧水を利用して、冬期間ですけれどもセリ、それから最近はレンコンの栽培を拡大して、かなり市場にも出荷されておるようです。レンコンのことについて、何か感ずるところといいますか、お話がありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

最初の答弁の中で、美郷の名称を冠する作目について、新しいブランド品目にできないかという旨の答弁をいたしましたが、ただいま議員がご説明の作目については、まさにそれに該当するものではないかと認識しておりますので、今後、美郷ブランド品目の一つとして位置づけることができるか、十分に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○１５番（熊谷隆一君）　それでは、次の質問に入らせていただきます。テーマは、異常とも言える豪雨についてということであります。

ご案内のように、７月と８月に、人によってはこれまで経験したことのないような豪雨がありました。幸い人的被害はありませんでしたが、ラベンダー園や河川などに大きな被害が出ております。

しかし、その後、スピーディーな調査と復旧工事もスピーディーに行われて、町民も安心しておりますし、感謝の声も私どもにも届けられておるところであります。

今後、全国的に夏の九州の大雨など、異常気象と言われている中で、このようなときに、豪雨ですけれども、起こる可能性があるのではないかという感じから、このような豪雨などに対する情報分析あるいは対策についてどのように検討されるのかについて、お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

近年多発している豪雨への対策についてですが、ハード面の対策としては、河川氾濫を防止する対策を進めております。

県管理河川については、適切な河道断面の確保を毎年要望しており、今年度は出川、横手川、善知鳥川の伐木を実施するとのことです。

町管理河川については、今年度、美郷町堆積土砂管理計画を策定し、５か年計画でしゅんせつを実施してまいります。今年度は、大道川ほか８河川のしゅんせつを実施することとしており、来年度以降も計画的に進めてまいります。

また、農業関連では、河川への流入水を抑えるため、水田の貯蓄機能を高める田んぼダムの導入が始まっており、町内では、基盤整備工事実施中の畑屋中央地区の9.9ヘクタールにおいて実施されております。営農への影響を検証しながら、今後の展開を決めることになっているとのことです。

次に、ソフト面の対策としては、災害対策基本法に基づき、町の防災に関して処理すべき業務等を定めた美郷町地域防災計画の改定作業を進めており、災害が想定される土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等について見直しを図った上で、最新情報を基にした新しい防災ハザードマップを作成、全戸配布することとしております。今後も、防災意識の一層の啓発を図ってまいります。

また、農業関連では、現在、防災重点ため池のハザードマップを作成中です。

さらに、河川の氾濫や土砂災害が想定される場合、素早く避難するために重要となるのが災害情報の伝達についてですが、その伝達については、防災行政無線と全戸配布した緊急告知ＦＭラジオにより災害情報を迅速に伝達するとともに、登録制メールの登録の周知を推進してまいります。また、ヤフー防災速報アプリによっても伝達できる体制となっておりますので、その周知についても推進してまいります。

いずれ、今後も町民各位の安心安全の確保のため、防災減災へのできる限りの対応に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇内　田　清　文　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、４番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（４番　内田清文君　登壇）

○４番（内田清文君）　通告に基づき一般質問を行います。

町内３温泉についてです。

町内には、六郷温泉あったか山、千畑温泉サン・アール、湯とぴあ雁の里温泉といった３つの温泉があります。温泉郷があるわけでもないこの小さな町に３つ温泉があるというのもなかなか珍しいと思いますが、これも旧町村時代の遺産なのでしょう。３地区それぞれに蔵があることも思えば、まだまだ町村意識が強く、町長が目指している町内の「融和」もなかなか遠い道のりのように思います。

さて、町内の３温泉にはそれぞれ特徴があります。六郷温泉あったか山はカルシウムイオン含有量が多い泉質で全国屈指と言われており、附帯施設としてコテージやグラウンドゴルフ場などがあります。千畑温泉サン・アールは、温泉のほかに宿泊室や室内プール、全天候型テニスコートなどがあります。湯とぴあ雁の里温泉は日帰りの温泉施設で、オートキャンプ場やパークゴルフ場、後三年スキー場が附帯施設としてあります。

このようにして見てみると、確かに特色はあるものの、ここにしかないユニークな個性はないような気がします。これらを維持する経費は、過去５年平均、これは単純平均ですが、約5,700万円、内訳は、年1,300万円程度が指定管理者へ補助金として支払われ、修繕費や維持管理費等として4,400万円程度が温泉運営費として支払われます。

そこで質問の１つ目ですが、町の予算から繰り出している年間維持経費約5,700万円を、今後どのように取り扱っていくつもりなのか伺います。もし、このコストを圧縮したいとすれば、それぞれの温泉施設の魅力をユニークなレベルにまでアップさせながら、利用料を上げるなどして売上げを確保するという手もあるかと思います。その際に、コンサルタントや温泉の専門家などの

助言をもらいながら、場合によっては指定管理者を代える必要があるかもしれませんし、経営陣を代えるよう町が指定管理者に助言する必要もあるかもしれません。

温泉の効能に関しても、効果があるらしいということではなく、どのような人がどれだけの期間利用したらどうなったというような効果検証をしながら、利用者へ提案していく必要があると考えます。また、値上げと同時に、町内利用者には証明書の提示で割引をするなどすれば、町民の福祉も保たれるだろうと思います。

この件に関して、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

旧町村がそれぞれ温泉を整備した目的ですが、共通している目的が町村民の心身の保養と健康の増進です。

この目的等のために現在の３温泉は存在しているわけですが、その利用実態は、過去も現在も、地区にこだわらず広く利用されており、全ての施設で所在地区以外の方の恒常的な利用もあるところです。したがって、町内に３温泉あることで旧町村意識が強く、町内融和が遠い道のりであるとおっしゃることは、実態を踏まえますと少し違うのではないかと存じます。

さて、温泉の維持管理経費についてですが、議員おっしゃるとおり５年間の平均で、１年当たり約5,700万円の経費となっております。さらに、今後施設の老朽化等が進めば、維持管理経費もさらに増加することが予想されます。

そうしたことを踏まえた議員ご質問の維持管理経費の今後についてですが、行政の対応が求められる業務が年々拡大している状況を踏まえるとともに、今後の財政見通しも踏まえれば、申すまでもなく、できる範囲において軽減していきたい意向です。

その方法としては、利用者を増加させて維持管理経費を軽減させる、利用料を見直して維持管理経費を軽減させる、公共施設等最適化実施計画を踏まえて、根幹に係る改修が必要となった際に温泉を廃止して維持管理経費を軽減させる、収益性の低い営業日や営業時間を見直して維持管理経費を軽減させるというものではないかと存じます。

利用者を増加させるためには、施設の設置目的を踏まえつつ、リピーターを増やすか、新規来館者を広く増やすということだろうと思います。ともに議員がおっしゃった施設の魅力が必要となりますので、コロナ禍の状況や影響も見据えつつ、その魅力創出の在り方を関係者と意見交換してまいりたいと存じます。

次に、利用料の見直しについては、施設の設置目的を踏まえつつ、近隣同類施設のサービス内容や利用料金を比較検討し、利用者を大きく減少させない利用料金の在り方を関係者等と検討してまいりたいと存じます。

温泉施設の廃止については、施設廃止に係る大きな改修案件が生じておりませんので、現時点ではその選択肢はないと考えております。

収益性の低い営業日や営業時間について営業を見直しすることについては、それぞれの曜日、営業時間帯における利用実態と必要経費の比較が必要となりますが、現在、あきた美郷づくり株式会社において行っているサービス向上に向けたお客様アンケートの結果などを踏まえて、関係者等と検討してまいりたいと存じます。

こうした観点は、どれか一つというよりも、総合的に検討して何らかの改善策を実施していくことが求められるものと存じますので、温泉施設の設置目的を踏まえつつ、できるだけ早期に検討し、できることを迅速に実施していくことで、維持管理経費の軽減を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○４番（内田清文君）　循環バスの運行はどうかということについてです。

２つ目として、循環バスの運行について伺います。町内に３つもの温泉は不要だという声も聞かれます。先ほど申し上げたように経費も高額ですので、スリムにする意味でも、今後大規模な修繕が必要な施設については費用対効果を見極めて維持しないこととし、廃止された温泉跡地に循環バスを運行させ、町内のほかの温泉を利用していただくのも方法の一つかと思います。このバスを道の駅や湧太郎、役場、スーパーマーケットなどに循環させることにより、町内の往来も活発になりますし、乗合タクシーにかかるコストの削減にもつながるだろうと思います。また、バスに乗り合わせることにより、様々な目的を持ったバスの利用者同士が交流することで、コミュニティーの活性化も期待できるでしょう。

乗合タクシーでそれぞれがそれぞれの目的地へ行くということではなく、ターミナルを設置し、乗合タクシーをそこに集中させ、その後は循環バスを利用してもらうというのでもいいかもしれません。バスは町有のものを使用し、空いている時間などに循環すれば、それほどコストもかからないと思いますし、バス利用者から100円程度の乗車料を頂ければ、さらにコストを削減できます。旧３町村それぞれに同じような施設を維持して平等に扱うがゆえに分断され続けているとい

うようなこともあると思いますので、コストを下げながら町内交流を活発にし、融和していくために、循環バスを運行する方法もあると思いますが、これに関して町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町内に３温泉は不要とのご意見を否定はいたしませんが、町内に３温泉が必要とのご意見があることも議員ご承知のことと存じます。

それを踏まえた上で、その存廃の町の方針については、公共施設等最適化実施計画で既に町民各位並びに議員各位にご提示しているところです。

最適化実施計画で提示した状況には至っておりませんが、議員のご提案を受け止め、仮の話として一部の温泉施設を廃止して循環バスを運行させるとした場合の課題を述べさせていただきます。

最初に、現在運行している予約制乗合タクシーについて説明いたします。

町では、世帯の高齢化や家族の就労環境の変化から、移動の手段がない、いわゆる交通弱者対策として、平成20年に美郷町地域公共交通活性化再生協議会を設置し、路線バス事業者、タクシー事業者等と連携しながら、地域の実情に即した移動手段として運行を開始しております。

その運行には、既存のバス路線存続に向けた支援を行うなど、民業を圧迫せず事業展開することが求められ、関係機関との十分な協議を経て、現在実施しているところです。

そこで、議員ご質問の循環バスの運行についてですが、まず、循環バスの運行が路線バス事業者やタクシー事業者など民業圧迫とならないかが課題となります。それによってバス路線が廃止となってはいけません。

仮にそうした課題を乗り越えて循環バスを運行するとした場合、循環バスを議員ご提案の廃止温泉から運行させるというのは、利用者がそこまで何の手段で来るのかを考えると現実的ではなく、循環バスと予約制乗合タクシーを組み合わせるとのご提案は、双方に時間連携が求められるゆえの困難さが懸念されるとともに、循環バス利用者から利用料をいただくとしても、事業費のかかり増しは避けられず、実現には大きな課題が生じてまいります。

また、その循環バスを途中で道の駅や湧太郎、役場にも循環させるとすると、運行距離が長距離とならざるを得ず、目的地まで長い時間が必要となるため、そもそも利用者がそれを望むのかという課題が生じてまいります。

また、町有バスを循環バスに利用することは、基本的に定期運行が循環バスに求められます。

その上で利用申込みによって不定期運行する町有バスと組み合わせることとなりますと、それが可能かという課題もあるところです。

町内の３温泉については、先ほど申しましたとおり、現在廃止を選択する状況には至っておりませんので、その設置目的を受け止めつつ、町内融和を図る施設の一つとして機能発揮していくよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

したがいまして、現時点において循環バスの運行は考えておりません。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）４番、内田清文君の再質問を許可いたします。

○４番（内田清文君）　再質問いたします。

先ほど３温泉が設置されているということで、町長がおっしゃるように３温泉を必要としている方がいらっしゃるというのも、はい、分かってはいますが、例えば温泉の設置目的として、先ほど町民の健康増進のため等々の話もありました。ただ、その３温泉は私が見る限りですが、行ってみると高齢者や年配の方々が多いと。そういったときに、そういった方々には町から温泉券が発行されていると思います。その利用状況を見てみると、これも過去５年平均してみたもので、対象者は7,000人を超えますが、交付人数は2,770人、利用枚数は３万3,000枚程度ということです。交付枚数は、全体では６万6,000枚ですが、利用率は大体41％ということで、利用率は大変低いと。実際、３温泉必要だと言っている方々の声というのは、ごく一部の声なのではないかと私は思っています。利用しない方々の福祉ということもあると思いますが、この件に関して町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

温泉を必要であるという声、温泉が不要であるという声、どちらが多いかということはアンケートを取ってみないと分からない話ですので、感覚的な話はいたしません。ただ、両方の意見があるということを、我々は受け止めないといけないということだろうと思います。

その上で、温泉の設置目的、条例で定めている設置目的を照らして、現時点で考えるのは、やはり住民の健康、福祉のために設置しているということを受け止めて私どもは予算を立て、皆様方に審議していただき、それを適切に執行していくと。その実態を受け止めるということが大切なのではないかと思っています。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、４番、内田清文君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

暫時休憩します。

（午前１１時５５分）

（午後　１時００分）

○議長（澁谷俊二君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◇深　沢　義　一　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、１番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（１番　深沢義一君　登壇）

○１番（深沢義一君）　通告に従いまして質問をいたしますが、一言、敬意と感謝の言葉を申し上げ、質問に入りたいと思います。

今冬は大変な大雪となりましたが、先日、町外へ出かけ、雪の降る中帰ってきましたが、町に入っていつもながらの除雪のすばらしさにほっとし、安心感を抱き、感謝の気持ちを持ったところであります。まさにこうしたことからも、住みよさを実感したところでした。作業に携わる方々の事故のないように、安心して運転できるようにとの気配り、気働きからの作業の結果であると思いますし、早朝から頑張っていただいている関係者に、重ねて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

それでは、さらなる住みよさを感じる町に結びつくよう質問をいたします。

５期目の船出となります松田町政。任期スタートに当たり、先日の臨時会所信表明において、現状の認識からこれからの展開、考えを伺ったところであります。後援会リーフレットにもありますように、元気が出るまちづくり、人を育てるまちづくり、住みよさをより実感するまちづくりの３つの項目により、さらなる美郷らしさづくりを推進していくとのことでありました。

この中の、元気が出るまちづくりの中にある町の安定した財政運営と町民の所得向上、それぞれに向けた取組について、一問一答にて質問をいたします。

まず１点目として、元気を支える財政について、今後の環境変化を踏まえた公共施設等最適化実施計画の見直しも含んだ経常経費の縮減など、適切な歳出判断に意を払い、引き続き財政の健

全化に取り組んでいくとのことでありました。今後予想されるさらなる人口減少への対応など、財政運営についての町長の考えを伺います。

また、これまでの松田町政４期の中で、町の財政は実質公債比率平成28年、29年、30年と連続して県下１位となり、令和元年度においては、実質公債費比率1.0％、経常収支比率81.5％、将来負担比率においてはマイナス47.2％と、実に安定した余力ある財政といっても過言でない、他に誇れる状況にあると思うところであります。

そして、その良好な財政運営により、基金も合併当初の３倍近い57億円を超える額となり、町債においても、合併当初の165億円ほどの借入金が90億円台に縮減されたところでもありますが、今後の町政運営における基金、町債に対する考えも併せて伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

財政運営については、立町以来、プライマリーバランス黒字経営を意識した財政運営を行うとともに、公共施設の再編による経常経費等の縮減や職員配置等の見直しに伴う人件費の適正化を行ってきたほか、平成25年度には、普通交付税一本算定を見据えた財政健全化方針を策定し、平成30年度まで年度テーマを設けて歳出等の見直しをするなど、各般にわたる行政コスト縮減に係る取組を行ってまいりました。

こうした取組の結果、本町の経常収支比率は、議員ご紹介のとおり平成30年度決算で84.6％、令和元年度決算で81.5％と、県内の市町村では良好な位置づけにあるところです。

基金残高については、令和元年度決算で約57億8,000万円ありますが、地域福祉基金や国民健康保険事業基金など、特定性の高い基金を除きますと、主な基金としては財政調整基金が約20億7,000万円、振興基金が13億1,000万円、公共施設整備基金が約９億6,000万円、減債基金が約６億1,000万円となっており、これらの合計は約49億7,000万円となっております。また、債務残高については、一般会計の町債残高が約90億5,000万円となっており、基金との差引きでは約41億円弱債務超過している状況です。

ただし、町債については、後年度の償還に地方交付税参入される有利な起債をできる限り活用しており、その参入額が41億円を上回る試算ですので、実質的な債務状況をプラス・マイナスで表現すれば、プラスの状況にあるところです。

しかしながら、今後は、議員もご指摘のとおり、人口減少に伴う税収減や地方交付税の減などが想定されますので、年度ごとの財政事情と環境変化を的確に捉え、単年度に極端な財政需要が

生じないよう、公共施設等最適化実施計画の見直しも含めた計画的な財政運営に努めるとともに、公共施設やライフライン等の適切な維持管理や、更新の必要性を鑑み、さらには、５年後の合併特例債終了なども見据え、町債残高はできる範囲で縮減させながら、基金はできる範囲で積み増しを意識し、町債残高と基金残高のバランスに留意した財政運営に努めてまいりたいと存じます。

なお、申すまでもありませんが、町債残高が少ないことは単年度の償還額も少ないことであり、結果、行政推進に必要な単年度予算を確保しやすいことにつながりますし、基金残高が多いことは、災害時など緊急かつ多額の支出が必要なときに、迅速に対応できるなどの意味を持つことになります。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）１番、深沢義一君の再質問を許可いたします。

○１番（深沢義一君）　１点だけ。

ただいまの答弁からいたしますと、基金はこれからも積み増ししていくという考えで、そしてまた、これは当然のような話になってしまうんですが、町債についてはできるだけ後年度の負担を残さないように、有利な財源を活用していくなり。でも、総額的なところでいくと削減していく、減らしていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご説明のとおりです。ただ、基金残高が町債残高を上回るということは、かなりの時間が必要なことで、多分バランス感を保つという部分でのプラス・マイナス・ゼロとなることは、実質的に無理だと考えております。したがって、そこの差をできる範囲において小さくしていくという意識の下での財政運営に努めたいという趣旨でございます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○１番（深沢義一君）　次に、２点目の質問をいたします。

後援会リーフレットには、農・商・工の経営複合化、多角化を支援し、所得の向上を後押しするとあり、さきの所信表明でも、農業における複合作目である野菜や花卉、薬用植物などの一層の定着や商業、工業における主要分野以外の新たな事業展開に支援策を講じ、その定着拡大による町民所得の向上を後押ししていくとの考えを伺ったところであります。

今後、さらに進む人口減少への対応など、変化に即応することは大変重要なことであり、その中の商工業の新たな事業展開への支援策について、具体の考えを伺います。

また、町の基幹産業である農業分野での複合作目の定着は、米の需要が落ち込む中、最重要課題であり、町では、これまでも町独自の支援策として20近くに及ぶ支援事業を展開しているところでありますが、さらなる取組への動機づけとなる支援策も必要と考えます。例えば、経営する土地への栽培が順調にスタートするために、県の重点推進野菜の作付拡大への助成にもある野菜栽培共通の課題であります排水対策や土壌改良対策についてなど、新たに取り組む農業者への支援も必要と思います。このことについての町長の考えを伺います。

また、あわせて、複合部門を支える労働力の確保についても大きな課題となるであろうと思うことから、今後予想される農業分野での労働力不足に対する町長の考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

商工業への支援策については、これまで国や県の支援制度以外に、町単独でも、美郷町起業者総合支援事業、美郷町企業新分野進出支援事業などを実施し、支援策を講じてきております。

なお、美郷町起業者総合支援事業は、町内において新たに中小企業者等として事業を開始する新規創業者に対して支援を講ずるもので、美郷町企業新分野進出支援事業は、町内企業が既に行っている事業を継続しながら、新たに新分野に進出し、同一法人で事業を行う場合に支援を講ずるものです。

こうした支援は、町内企業の活動を活発化させることで雇用の確保及びその増加を期するとともに、企業活動活発化に伴った従業員の所得向上、ひいては地域経済の循環拡大につなげたいために実施しているところです。

これまでのところ、美郷町起業者総合支援事業では22件に補助金交付の実績があるとともに、美郷町企業新分野進出支援事業においては１件の申請があるところです。

現在のコロナ禍の中、商工業での新たな展開をさらに加速させ、町内経済活動にできる範囲でてこ入れするとともに、商工業での所得向上を期するため、まずは来年度からの支援制度拡充を検討するとともに、コロナ禍の今後の状況推移を注視しながら、しかるべき時期に必要と見込まれる新たな支援策について検討してまいりたいと存じます。

次に、野菜等栽培の共通課題である排水対策や土壌改良対策に対する支援についてですが、近年の基盤整備事業では、排水対策や地下かんがい施設の整備など、高収益作物が導入可能な汎用

化水田の整備が推進されており、町内においても、キャベツなどの栽培団地化が展開されているところです。

一方、従来からの圃場で野菜等の栽培を推進する場合、議員ご説明のとおり排水対策や土壌改良対策が必要な圃場が多いものと存じます。米の生産目標数量が年々減少し、稲作以外の作目導入の必要性が拡大している実態を踏まえますと、今後、こうした圃場での野菜等の栽培の必要性はさらに高まり、排水対策や土壌改良対策が実施しやすい環境が、より求められるものと存じます。

町としては、稲作を取り巻く状況変化を見据えるとともに、農業者の所得向上を期す観点で、引き続き国や県の排水対策等に関係する補助事業に対して協調助成を図り、野菜等の栽培推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、労働力不足についてですが、平成26年農業センサスでは、農業経営体が10年前よりも1,152戸減少しており、農業者の減少及び高齢化が進展しているとともに、今後さらに労働力不足が懸念されるところです。

町では、こうした状況の改善に向けて、これまで新規就農者等の確保による農業者の増加に努めるとともに、省力化に資する農業機械・設備等の導入に支援策を講じてきております。

今後は、ＡＩ技術やＩｏＴ技術がさらに進化するとともに、それに対応する機械開発も進むものと想像しますので、今後の労働力対策には、そうした機械導入にも支援策を講じていくことが求められるものと存じます。

なお、そうした労働力対策としては、実際、ラジコン草刈り機による傾斜地除草やＧＰＳと連動したトラクターやコンバインなどの農作業機械、水田の水管理システムなどが実現されているところです。

町としては、こうした省力化の状況を踏まえるとともに、今後の農業経営体における労働力確保の状況を踏まえ、国、県の施策に協調する形の支援策について、今後も検討、実施してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）１番、深沢義一君の再質問を許可いたします。

○１番（深沢義一君）　複合作物、農業分野での再質問ということになりますけれども、複合作目の栽培は、ある意味、稲作の先を予想しての推進ということだろうと思います。その背景には、何といっても人口減少に伴う米の国内消費の大幅な減少が、何といっても国民の胃袋が本当に少

なくなることが完全に、予想というよりも確実になってきているわけでございます。そうした中で、ひとつ町長、先見の明のある町長に、これは漠然とした思いでしかお答えはできないかもしれませんが、でも、この先、20年先でもう完全に変わると思います。2040年問題ということが取り沙汰されておるところですし、３月の政策等でしたか、その先のまた2060年には、美郷の町民が7,000人、8,000人という数字も出ているわけです。こうした中で、美郷の農業、これは広くいうと日本農業ということまでも言えるんですけれども、どのような状況、それを想定しながら、今は野菜ということ、複合作目に力を入れていくということなんですが、少なくともこれから20年先、本当に大きな変革となると思いますが、町長の思う農業について、お一つ質問したいと思います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

国の社会問題人口問題研究所、社人研と言われる団体が集計した数値について、美郷町は2040年に１万3,000人強、そして2060年は9,000人弱だったと思います。そういう人口減少が推計上提示されている中で、将来の地域社会並びに農村生産構造をどう見るかというのは、非常に難しいわけではありますが、地域の農地を現状と同じように使い切るという観点においては、作業の省力化、それから作業の機械化を避けては通れないと思います。そのため、国においても、先ほど答弁申しましたとおり、ＩｏＴを活用した無人の農作業用機械でありましたり、あるいはラジコンによる除草機の開発が進められ、現にモデル事業として先進地区においては実施されているというところだろうと思います。

そうした流れを踏まえた上で、20年後を考えた場合、現在の農業経営体の数が少なくなっている中で農地を使い切るという部分では、複合作目の集約的作物の比率と、粗放的と言えば語弊を招きますが、土地利用型の複合作物の比率では、どうしても複合型作目の比率が高くならざるを得ないだろうと思います。そうした稲作以外の作目をどのように少ない労働力でカバーするかというのは、先ほど言いました省力技術並びに機械化の導入というところに行き着くわけでありますので、将来の地域の姿としては、人口が減ってもなお、その時代に見合った技術開発並びに機械開発が達成され、それを使いこなす農業経営体が地域の農地を守り、また、人口減少においても地域コミュニティーを維持しているという姿を期待したいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「はい」の声あり）１番、深沢義一君の再々質問を許可いたします。

○１番（深沢義一君）　町長の考え、誠に私もそう思うところでありますし、そういった意味でいきますと、土地利用型の米に代わるものということにだんだん美郷町、先ほども言ったように、国内ということがもちろんなんですけれども、特に当町でも、この米依存度の高い当町において、土地利用型ということの作物に対しても、今後、選定に、目標を持っていかなければならないと思いますが、その点、町長のお考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員が再質問でご提示なさった20年後、40年後というのをベースに置いた考え方で申しますと、現在の稲作が将来において現在の稲作であるとは限りません。といいますのは、人口問題は、日本は減少局面ですが、他国は増加局面に入っておりますので、穀物を欲する国々が今よりも経済力が上がったことを前提にした場合、増えると思いますので、もしかすると米の輸出国になっているかもしれない。そういうことを考えますと、土地利用型作物については、現在においても将来においても大切でありますが、米を減少させた米以外の土地利用型作物が大勢を占めるとは言い切れないと存じますので、この地域に気象条件として合っている作物は、間違いなく稲作でありますので、今後、米の輸出を見据えた国の新たな施策、方向、政策の展開があると、議員がおっしゃったような米以外の土地利用型に対して今から手を打つということだけではないと思いますので、今後の状況を注視しながら、適切な施策を展開していくということに尽きるのではないかと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　これで、１番、深沢義一君の一般質問を終わります。

◇鈴　木　正　洋　君

○議長（澁谷俊二君）　次に、３番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（３番　鈴木正洋君　登壇）

○３番（鈴木正洋君）　通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、公共施設における公衆無線ＬＡＮの整備計画について伺います。

千畑・六郷・仙南にある町内３温泉をはじめ、道の駅や湧太郎などの商工観光系施設には、既に公衆無線ＬＡＮが設置されています。しかし、公民館や各地区のふれあい館、体育館や学友館などの社会教育系施設では、いまだ設置されていない状況にあります。

訪日外国人を対象とした調査では、「日本を旅行して困ったこと」の筆頭に「公衆無線ＬＡＮが使えないこと」が挙げられるそうです。来年はタイのバドミントン選手たちが美郷町にやって来ます。リリオスには、自動販売機に附属した簡易的なフリーＷｉ－Ｆｉ装置はありますが、これだけでは、タイの「プーアンたち」を迎えるに当たり、心もとない状況です。

日本の若者たちの間でも、最近は公衆無線ＬＡＮのある場所を好んで利用する傾向が見られます。先日、ある町民の方からも、美郷町には公衆無線ＬＡＮがないのと聞かれました。

公衆無線ＬＡＮは、災害対策においても重要です。避難所に公衆無線ＬＡＮがあれば、住民に迅速な情報提供が行えます。災害の際には、通常の固定通信・移動通信の回線が使えなくなることもありますが、町内の公共施設を堅牢な通信回線で結び、そこに公衆無線ＬＡＮをつないでおけば、いざというときの備えになります。

そのほか、住民サービスの向上や行政事務効率化などの効果も公衆無線ＬＡＮにはあります。今の時代には、もはやあって当たり前の設備ではないかと考えます。

美郷町の公共施設における公衆無線ＬＡＮの整備をどのように計画されているのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、公衆無線ＬＡＮについては、道の駅や湧太郎、ニテコ名水庵、温泉施設、ラベンダー園、雁の里山本公園などの主要観光施設に整備しております。

スマートフォンなど最近の通信機器の普及状況を踏まえますと、公衆無線ＬＡＮの需要が高まっているとともに、議員ご説明のとおり災害時の情報収集や伝達手段としての必要性も高まっているように感じているところです。

そのため、町では、避難所として指定している公民館、３つのふれあい館、総合体育館リリオス、災害時の本部となる役場庁舎のほか、多くの利用者がいる学友館について、優先的に公衆無線ＬＡＮ環境を整備していくことを検討しており、現在、来年度の整備実施に向けて予算案編成の作業に入っているところです。

なお、その他の公共施設等については、現時点では導入を検討しておりませんが、今後、社会環境や情報化環境などを適切に把握しながら、適宜検討、判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○３番（鈴木正洋君）　続いて、公共施設のネット回線の貸出しについてお伺いします。

今度は、無線ＬＡＮではなく有線ＬＡＮの話なので、難しいように取られるかもしれませんが、要点は簡単なことでして、公共施設からネットで動画配信ができるようにならないかという内容です。

新型コロナウイルス感染症によって、我々の生活様式は一変しました。イベントと言えば、これまでは「大勢の人々が１か所に集まること」を前提としていましたが、これからの時代は違います。「遠く離れたところからもリモートで参加できる、それがイベントというもの」だと考え方が変わったように感じます。

先日行われた第４回、第５回の美郷カレッジは、ネット会議システムを活用したリモート講演会でした。また、11月に開催された六郷・熊野神社のかけ唄大会は、歌い手同士の対戦をネットで同時配信するオンラインかけ唄大会でした。今後のイベント開催は、リアル参加とリモート参加とを組み合わせて行われることが普通になると考えられます。

そこで、重要になってくるのは、動画の配信ができる施設かどうかです。対応できていない施設は、イベントの開催の場所として選ばれにくくなることだと私は考えます。

動画の配信を行うには、ネット回線に有線で接続をすることが求められます。現在、美郷町の公共施設に回線の貸出しを願っても、セキュリティー上の理由により断られてしまいます。私も以前、仙北荷方節大会を配信しようとしたことがありましたが、回線の貸出し許可が得られず断念したことがあります。

しかし、施設の利用者から、有線ＬＡＮに接続してネット回線を使ってもらうことは、ビジネスホテルなどでは普通に行われていることです。都会の公共図書館などでは、持ち込んだノートパソコンをＬＡＮケーブルでネットにつなぐことも日常的な光景となっています。施設内の回線を複数系統に分けて構築すれば、セキュリティー的にも問題ないと、ＬＡＮ設置工事を行う専門家の方が話していました。

公共施設の魅力向上のため、ネットで動画配信ができるようにしてはいかがでしょうか。公共施設におけるネット回線の貸出しについて、ご見解をお伺いします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町内公共施設で有線ＬＡＮを利用してイベント開催できる環境が整っているのは、公民

館ホールのみとなっております。しかし、その使用については町主催イベントに限定しているところです。

その理由は、公民館ホールの回線が図書館システムなどとも共有していることから、これを一般に開放した場合、利用状況に起因する何らかの事由で、図書館等の業務に支障を来す可能性があるためです。

確かに、有線ＬＡＮは安定的にイベント動画を配信できる利点はあるところですが、美郷町においては、現在まで町民からの問合せや相談はほとんどなく、鶏が先か卵が先かと同じですが、ニーズとしては現段階では高いとは言えないものと認識しております。

また、町としては、既に整備あるいは今後整備予定の公衆無線ＬＡＮで一定の需要が満たされるとともに、イベント等に係る動画配信も、公衆無線ＬＡＮで一定程度対応できるものと想定しているところです。

そのため、現時点においては、新たに有線ＬＡＮ設備を整備し、一般の利用に供することは考えておりません。

なお、県や近隣市に有線ＬＡＮの整備状況を確認したところ、公共施設において有線ＬＡＮを一般開放しているところはなく、公衆無線ＬＡＮで対応しているとのことでした。

ただし、社会環境や情報環境は年々変化してまいりますので、町としては、そうした状況変化を的確に把握しながら、その時点において適切な判断と対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　再質問ありますか。（「はい」の声あり）３番、鈴木正洋君の再質問を許可します。

○３番（鈴木正洋君）　私が一番お聞きしたいのは、動画配信ができる施設になるかどうかというところですので、ご答弁によりますと、公衆無線ＬＡＮにおいて、動画配信もある程度できるようになるのではないかというお答えだったと理解しましたけれども、町民のほうで、例えば民謡の大会ですとかスポーツの大会を公共施設を使って行いたいとした場合、動画配信を行いたいので公衆無線ＬＡＮをお貸しくださいと、公衆無線ＬＡＮを使って動画配信を行ってもよろしいですかというふうな、今度申請をして、動画配信をさせていただくことというのは、これは可能になっていくと捉えてよろしいでしょうか。お伺いします。

○議長（澁谷俊二君）　答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、公衆無線ＬＡＮは開放されているＷｉ－Ｆｉですので、町の許可なく利用者

がご自由に使うということになります。ただ、アクセス数によっては、またその容量によっては通信が安定しないこともあり得るわけですので、先ほど一定程度と申しましたのはそういう意味も含んでですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君）　再々質問ありますか。（「はい」の声あり）３番、鈴木正洋君の再々質問を許可します。

○３番（鈴木正洋君）　公衆無線ＬＡＮを自由に使っていいよということで開放されているわけですけれども、やはり動画配信などで大量のパケットを流すのはご遠慮くださいという規制をかけている施設のほうが多いように思います。現状では動画配信をしたいというニーズが少ないというお話でしたけれども、今後、その状況を見ながら、どうにかして動画配信できるような施設に対応していっていただきたいなということを思いまして、以上でおしまいといたします。（「答弁は要りませんか」の声あり）はい。今後よろしくお願いします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君）　これで３番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後１時３４分）